

四半期報告書

(平成20年度第1四半期)

自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日

株式会社**商船三井**

本店 大阪市北区中之島三丁目6番32号

(E04236)

目 次

頁

表 紙

第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
1	主要な経営指標等の推移	1
2	事業の内容	2
3	関係会社の状況	2
4	従業員の状況	3
第2	事業の状況	4
1	生産、受注及び販売の状況	4
2	経営上の重要な契約等	4
3	財政状態及び経営成績の分析	4
第3	設備の状況	8
第4	提出会社の状況	9
1	株式等の状況	9
(1)	株式の総数等	9
(2)	新株予約権等の状況	9
(3)	ライツプランの内容	16
(4)	発行済株式総数、資本金等の推移	16
(5)	大株主の状況	16
(6)	議決権の状況	17
2	株価の推移	17
3	役員の状況	17
第5	経理の状況	18
1	四半期連結財務諸表	19
(1)	四半期連結損益計算書	19
(2)	四半期連結貸借対照表	20
(3)	四半期連結キャッシュ・フロー計算書	22
2	その他	32
第二部	提出会社の保証会社等の情報	33

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月14日
【四半期会計期間】	平成20年度第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	株式会社 商船三井
【英訳名】	Mitsui O.S.K. Lines, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 芦田 昭充
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島三丁目6番32号
【電話番号】	大阪（06）6446局6500番(代表)
【事務連絡者氏名】	本店業務室長 松田 圭司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
【電話番号】	東京（03）3587局7026番(代表)、 東京（03）3587局7041番(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 津田 昌明、経理部長 戸塚 正次
【縦覧に供する場所】	株式会社 商船三井 本社 （東京都港区虎ノ門二丁目1番1号） 株式会社 商船三井 横浜支店 （横浜市中区山下町1番地） 株式会社 商船三井 名古屋支店 （名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号） 株式会社 商船三井 神戸支店 （神戸市中央区港島九丁目） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	平成20年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	平成19年度
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(百万円)	507,509	1,945,696
経常利益(百万円)	82,263	302,219
四半期(当期)純利益(百万円)	55,338	190,321
純資産額(百万円)	736,289	751,652
総資産額(百万円)	1,865,891	1,900,551
1株当たり純資産額(円)	553.53	567.74
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	46.25	159.14
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	44.54	153.18
自己資本比率(%)	35.50	35.74
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	6,853	283,359
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△51,586	△260,068
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	35,726	△11,730
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	49,603	61,715
従業員数(人)	9,743	9,626

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、事業の種類別セグメントの区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

(1) 重要な関係会社の異動状況

① 当第1四半期連結会計期間において、新たに提出会社の連結子会社となった会社は以下の通りです。

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
CUMULUS MARITIME INC.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 3,000	不定期専用 船事業	100.00	有	—	—	—
MOL LOGISTICS (DEUTSCHLAND) GMBH その他1社	GERMANY	EUR 536,856	ロジスティ クス事業	100.00 (100.00)	—	—	—	—

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

② 当第1四半期連結会計期間において、新たに提出会社の持分法適用関連会社となった会社は以下の通りです。

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
MAPLE LNG TRANSPORT INC.	PANAMA	0	不定期専用 船事業	50.00	有	—	—	—

(注) 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

③ 当第1四半期連結会計期間において、提出会社の連結子会社ではなくなった会社は以下の通りです。

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
みやこ商事㈱ (注)3 その他1社	東京都港区	10	フェリー・ 内航事業	100.00 (100.00)	有	—	—	—

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

3. 平成20年4月に合併により消滅しております。

(2) その他

BGTプロジェクトは、当社とは別人格の複数連結子会社によって運営されております。また、同プロジェクトには第三者の保証が付されており、結果、同プロジェクトに関わる連結子会社には独自の債権者が存在することになります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	9,743 （2,628）
---------	---------------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に当第1四半期連結会計期間の平均人数を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	913 （207）
---------	-----------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に当第1四半期会計期間の平均人数を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社。以下同じ。）は6つの事業区分からなり、提供するサービス内容も多種多様であります。従って、生産、受注の各実績を求めることが実務的に困難であるため、それらを事業の種類別セグメント毎に金額、数量で示しておりません。

事業の種類別セグメントの売上高

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
不定期専用船事業（百万円）	273,046
コンテナ船事業（百万円）	173,478
ロジスティクス事業（百万円）	16,519
フェリー・内航事業（百万円）	13,724
関連事業（百万円）	35,830
その他事業（百万円）	6,167
計（百万円）	518,767
消去又は全社（百万円）	(11,258)
合計（百万円）	507,509

(注) 記載金額には消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、該当事項はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

当年度は四半期報告制度の導入初年度であるため、「(1)業績の状況」において比較、分析に用いた前年同期数値は、独立監査人による四半期レビューを受けておりません。

(1)業績の状況

当第1四半期連結会計期間の世界経済を概観しますと、まず米国においては住宅価格の下落と雇用情勢の悪化を背景に引き続き景気が減速しました。欧州においては個人消費を中心に減速傾向が強まる一方、わが国においてはこれまで経済成長を支えてきた輸出が弱含み、景気の下振れリスクが強まりました。中国経済は引き続き高成長を続けていますが、世界経済の減速、金融引き締め、株価の急落などを受け、先行きに不透明感が出て来ております。

海運市況に目を転じると、ドライバルク船市況は豪州産鉄鉱石の価格交渉の長期化などにより4月に一時的な調整局面がありましたが、5月以降は再び騰勢を強め、ケープサイズの市況は昨年11月に記録した最高値を更新しました。油送船については、原油船はタイトな船腹需要に支えられて前年同期を大幅に上回る高水準で推移する一方、LPG船は前年同期をやや上回り、逆に石油製品船(MR)は前年同期水準を大きく下回りました。コンテナ船については、平成19年度において損益の悪化した北米航路における運賃更改において、賃率の引上げを図るとともに、燃料油サーチャージの導入も含めた運賃体系の見直しに取り組み、一定の成果を得ることが出来ましたが、大幅な燃料費高騰を補うには至りませんでした。

原油価格及び船舶燃料油価格は当第1四半期を通じ騰勢を強め、期初に想定した船舶燃料油価格US\$530/MTに対し、当第1四半期の平均はそれを上回るUS\$560/MTとなりました。また当第1四半期の平均為替レートは¥101.74/US\$となり、前年同期比大幅な円高水準となりました。

当第1四半期連結会計期間の連結業績及び対前年同期比較は以下のとおりです。

	前第1四半期連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	増減額/増減率
売上高 (億円)	4,458	5,075	616 / 13.8 %
営業利益 (億円)	586	732	145 / 24.9 %
経常利益 (億円)	644	822	177 / 27.6 %
四半期純利益 (億円)	339	553	213 / 63.0 %

為替レート	¥119.32/US\$	¥101.74/US\$	△¥17.58/US\$
船舶燃料油価格	US\$331/MT	US\$560/MT	US\$229/MT

また、事業の種類別セグメント毎の売上高、営業損益、経常損益及び概況は次のとおりです。

上段が売上高 (億円)、中段が営業損益 (億円)、下段が経常損益 (億円)

事業の種類別セグメントの 名称	前第1四半期連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	増減額/増減率
不定期専用船事業	2,291	2,730	439 / 19.2 %
	530	721	191 / 36.0 %
	560	750	189 / 33.9 %
コンテナ船事業	1,628	1,734	105 / 6.5 %
	△3	△34	△31 / — %
	8	△21	△29 / — %
ロジスティクス事業	147	165	17 / 11.8 %
	2	2	△0 / △10.7 %
	3	4	1 / 39.4 %
フェリー・内航事業	126	137	10 / 8.1 %
	△1	△3	△2 / — %
	△2	△5	△2 / — %
関連事業	307	358	50 / 16.5 %
	33	32	△0 / △0.9 %
	37	37	△0 / △0.5 %
その他事業	53	61	8 / 15.3 %
	12	17	5 / 47.4 %
	15	12	△2 / △15.7 %

(注) 売上高にはセグメント間の内部売上高又は振替高が含まれております。

①不定期専用船事業

<ドライバルク船>

ドライバルク船市況は引続き高値圏で推移しました。中国の需要家と豪州山元との間の鉄鉱石価格交渉が長期化した影響で4月に一時的な調整局面がありましたが、旺盛な荷動きや積揚地における滞船長期化などにより船腹需給のタイト感は緩和せず、5月以降市況は再び騰勢に転じ、ケープサイズの市況は昨年11月に記録した最高値を更新しました。この結果、鉄鋼原料、電力炭、木材チップ等の長期契約による安定収益と合わせ、当第1四半期の利益は前年同期を大幅に上回りました。

<油送船・LNG船>

油送船部門は、原油船においては以前にも増してダブルハル船志向が強まったことが運賃市況に影響し、ペルシャ湾積み日本向けのダブルハルVLCC市況は終始WS100を上回る水準で推移しました。一方、LPG船市況は前年同期水準を若干上回ったものの、燃料費の大幅増を吸収するまでには至りませんでした。またプロダクト船(MR)市況は前年同期水準を大きく下回りました。加えて船舶コスト面では、船員費や修繕費の高騰が損益を圧迫しました。この結果、当第1四半期は前年同期比で大幅な減益となりました。

LNG船部門は長期契約による安定収益に支えられていますが、主として円高により前年同期比若干の減益となりました。

<自動車船>

自動車船部門については、引き続き日本/極東出し航路の荷動きが堅調であったことから、当第1四半期の利益はほぼ前年同期並となりました。

②コンテナ船事業

4月から5月にかけて各航路で行われた運賃交渉の結果、航路によりばらつきはありますが一定幅の運賃修復を実現することが出来ました。特に、昨年度損益の悪化した北米航路の東航においては、ベースレートの引き上げに加え、変動性燃料油サーチャージを新たに導入致しました。加えて、同事業の損益改善に向け、減速航海による消費燃料節減や、不採算航路の休止などによるコスト削減対策を順次実行に移しました。しかしながら一方で、燃料油単価が前年同期比70%前後も上昇したことによる大幅なコスト増加が、損益を大きく圧迫しました。北米航路において新たに導入した前述の変動性燃料油サーチャージには遅効性があり、効果が現れるのは第2四半期以降となります。加えて、消費動向の悪化している北米向けの荷動き落ち込みや、旧正月明けの中国出し欧州向けの出荷量回復が遅れたことなどにより、積取り量は前年同期比小幅の伸びにとどまりました。これらの結果、当第1四半期の損益は前年同期比大幅に悪化しました。

③ロジスティクス事業

航空貨物取扱業において、日本発着貨物の荷動きに伸び悩みがあったものの、海外現法における貨物取扱いが堅調に推移、また買付物流(OCB)事業の拡大も寄与し、当第1四半期の利益は前年同期を上回りました。

④フェリー・内航事業

当第1四半期は船舶燃料油の高騰に歯止めがかからず、基準価格が前年同期比約40%上昇して73,600円/KLとなりました。既存の変動性燃料油サーチャージは遅効性を伴うため、当第1四半期決算においては大きな減益要因となりました。加えて、今年は5月連休がまとまった休暇の取りにくい日並びだったこともあり、フェリー事業の旅客数が減少し、この結果、当第1四半期の損益は前年同期比悪化しました。

⑤関連事業

主要子会社であるダイビル㈱を中心とする不動産事業については、業績は概ね堅調でした。商社事業においては船用商材販売部門が好調を維持しました。客船事業においては、クルーズ集客は好調でしたが、燃料油価格の上昇が損益を圧迫しました。これらの結果、関連事業セグメント全体では、当第1四半期の利益はほぼ前年同期並みとなりました。

なお、主要子会社である商船三井客船㈱は、同社が保有・運航する「にっぽん丸」の大規模改造を発表しました。上級客室のアップグレード、客室増加による収容能力増強、公共スペースの拡充などを主眼としたもので、工事は平成21年度中に実施する予定です。

⑥その他事業

主にコストセンターであるその他事業には、船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業、造船業などがありますが、当第1四半期の利益は前年同期を下回りました。

所在地別セグメントの業績は、次の通りです。

①日本

売上高は4,893億円、営業利益は698億円でした。

②北米

売上高は114億円、営業利益は18億円でした。

③欧州

売上高は78億円、営業利益は13億円でした。

④アジア

売上高は90億円、営業利益は9億円でした。

⑤その他

売上高は12億円、営業利益は0億円でした。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ121億円減少し、496億円となりました。当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって得られた資金は68億円となりました。税金等調整前四半期純利益は907億円、減価償却費は195億円となり、一方、法人税等の支払額は806億円となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によって支出された資金は515億円となりました。これは主に船舶投資を中心とした有形及び無形固定資産の取得による支出572億円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によって得られた資金は357億円となりました。これは主にコマーシャル・ペーパーの増加によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は102百万円となっております。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、売却及び除却等について、重要な変更はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、売却及び除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,154,000,000
計	3,154,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,206,286,115	1,206,286,115	大阪、東京、名古屋 (以上 市場第一部)、 福岡の各証券取引所	—
計	1,206,286,115	1,206,286,115	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

<平成14年6月25日定時株主総会決議>

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	40個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	40,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 264円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成16年6月26日から 平成24年6月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 264円 資本組入額 264円(注)2.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使により新株を発行する場合は、発行価額的全額を資本に組入れる。但し、新株の発行に代えて当社が保有する自己株式を譲渡する場合には、これに係る払込金額は資本に組入れない。

3. ① 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ② 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。
但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ③ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成15年6月25日定時株主総会決議>

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	44個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	44,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 377円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成16年6月20日から 平成25年6月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 377円 資本組入額 377円(注)2.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

<平成16年6月24日定時株主総会決議>

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	312個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	312,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 644円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成17年6月20日から 平成26年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 644円 資本組入額 644円(注)2.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

<平成17年6月23日定時株主総会決議>

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	981個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	981,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 762円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成18年6月20日から 平成27年6月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 762円 資本組入額 762円(注)2.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使により新株を発行する場合は、発行価額の全額を資本に組入れる。但し、新株の発行に代えて当社が保有する自己株式を譲渡する場合には、これに係る払込金額は資本に組入れない。
3. ① 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
 ② 割当を受ける者は、権利行使時において、当社役員及び当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。
 但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
 ③ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成18年6月22日定時株主総会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	520個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	520,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 841円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成19年6月20日から 平成28年6月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 841円 資本組入額 421円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. ① 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ② 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。
但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ③ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成18年6月22日定時株主総会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	1,087個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,087,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 841円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成19年6月20日から 平成28年6月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 841円 資本組入額 421円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. ① 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ② 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。
但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ③ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成19年6月21日定時株主総会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	520個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	520,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,962円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成20年6月20日から 平成29年6月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,962円 資本組入額 981円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. ① 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ② 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。
但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ③ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成19年6月21日定時株主総会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	1,190個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,190,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,962円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成20年6月20日から 平成29年6月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,962円 資本組入額 981円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. ① 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ② 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。
但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ③ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

② 新株予約権付社債

平成18年3月29日に発行した2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権は、次のとおりであります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	49,030個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	44,358,997株
新株予約権の行使時の払込金額	1,105.3円 (注)
新株予約権の行使期間	平成18年4月12日から 平成23年3月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,105.3円 資本組入額 553円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当なし
新株予約権付社債の残高	49,030百万円
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。

なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日 ～ 平成20年6月30日	90	1,206,286	50	65,400	50	44,371

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式総数90千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ50百万円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 11,618,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,182,833,000	1,182,833	—
単元未満株式	普通株式 11,744,642	—	1単元（1,000株）未満の株式
発行済株式総数	1,206,195,642	—	—
総株主の議決権	—	1,182,833	—

（注） 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が36,000株（議決権の数36個）含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社 商船三井	大阪市北区中之島三丁目6番32号	8,930,000	—	8,930,000	0.74
大阪船舶株式会社	大阪市西区江戸堀一丁目18番11号	144,000	—	144,000	0.01
第一中央汽船株式会社	東京都中央区新富二丁目14番4号	2,544,000	—	2,544,000	0.21
計	—	11,618,000	—	11,618,000	0.96

（注） 上記のほか株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が12,571株（議決権の数12個）あります。なお、当該株式数は、上記①「発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高（円）	1,478	1,682	1,647
最低（円）	1,198	1,420	1,369

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）及び「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
売上高	507,509
売上原価	408,104
売上総利益	99,405
販売費及び一般管理費	※ 26,187
営業利益	73,218
営業外収益	
受取利息	665
受取配当金	1,907
持分法による投資利益	5,708
為替差益	3,448
その他営業外収益	2,902
営業外収益合計	14,633
営業外費用	
支払利息	3,819
デリバティブ評価損	1,361
その他営業外費用	407
営業外費用合計	5,588
経常利益	82,263
特別利益	
固定資産売却益	4,234
備船解約金	4,312
その他特別利益	304
特別利益合計	8,851
特別損失	
固定資産除却損	1
投資有価証券評価損	2
貸倒引当金繰入額	1
特別退職金	20
その他特別損失	363
特別損失合計	388
税金等調整前四半期純利益	90,726
法人税等	33,789
少数株主利益	1,598
四半期純利益	55,338

(2) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	50,554	62,982
受取手形及び営業未収金	221,317	244,535
有価証券	39	41
たな卸資産	※1 53,409	46,650
繰延及び前払費用	74,745	71,526
繰延税金資産	5,862	5,018
その他流動資産	79,016	75,647
貸倒引当金	△390	△324
流動資産合計	484,554	506,077
固定資産		
有形固定資産		
船舶（純額）	590,676	598,585
建物及び構築物（純額）	86,936	88,732
機械装置及び運搬具（純額）	9,840	11,119
器具及び備品（純額）	5,290	5,661
土地	180,452	180,588
建設仮勘定	173,996	162,196
その他有形固定資産（純額）	1,248	940
有形固定資産合計	※2 1,048,442	1,047,824
無形固定資産		
のれん	6,517	7,167
その他無形固定資産	9,564	9,668
無形固定資産合計	16,081	16,835
投資その他の資産		
投資有価証券	246,448	230,940
長期貸付金	28,229	29,651
長期前払費用	5,015	5,757
繰延税金資産	2,463	2,818
その他長期資産	36,840	62,803
貸倒引当金	△2,184	△2,158
投資その他の資産合計	316,812	329,813
固定資産合計	1,381,337	1,394,473
資産合計	1,865,891	1,900,551

(単位：百万円)

前連結会計年度末に係る要約
連結貸借対照表
(平成20年3月31日)

当第1四半期連結会計期間末
(平成20年6月30日)

負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	210,537	180,281
社債短期償還金	24,075	29,106
短期借入金	93,144	86,314
未払法人税等	32,693	82,214
前受金	33,724	85,950
繰延税金負債	877	1,008
引当金		
賞与引当金	3,858	5,696
役員賞与引当金	84	274
引当金計	3,943	5,970
コマーシャル・ペーパー	62,000	10,000
その他流動負債	56,462	47,543
流動負債合計	517,459	528,390
固定負債		
社債	136,134	137,906
長期借入金	301,336	321,373
繰延税金負債	61,896	66,402
引当金		
退職給付引当金	13,705	14,469
役員退職慰労引当金	2,003	2,160
特別修繕引当金	15,875	15,457
引当金計	31,583	32,086
その他固定負債	81,190	62,738
固定負債合計	612,142	620,508
負債合計	1,129,602	1,148,898
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,400	65,350
資本剰余金	44,524	44,449
利益剰余金	570,982	536,096
自己株式	△6,023	△6,051
株主資本合計	674,883	639,844
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	40,411	31,647
繰延ヘッジ損益	△26,737	12,051
為替換算調整勘定	△26,112	△4,227
評価・換算差額等合計	△12,438	39,471
新株予約権	967	967
少数株主持分	72,876	71,369
純資産合計	736,289	751,652
負債純資産合計	1,865,891	1,900,551

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	90,726
減価償却費	19,586
持分法による投資損益 (△は益)	△5,708
投資有価証券評価損益 (△は益)	2
引当金の増減額 (△は減少)	△2,064
受取利息及び受取配当金	△2,573
支払利息	3,819
有形固定資産除売却損益 (△は益)	△4,232
為替差損益 (△は益)	△1,970
売上債権の増減額 (△は増加)	△41,215
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△7,082
仕入債務の増減額 (△は減少)	32,940
その他	1,050
小計	83,278
利息及び配当金の受取額	8,373
利息の支払額	△4,174
法人税等の支払額	△80,624
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,853
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	△377
投資有価証券の売却による収入	564
有形及び無形固定資産の取得による支出	△57,221
有形及び無形固定資産の売却による収入	4,650
短期貸付金の増減額 (△は増加)	416
長期貸付けによる支出	△285
長期貸付金の回収による収入	464
その他	202
投資活動によるキャッシュ・フロー	△51,586
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期社債の純増減額 (△は減少)	△3,147
短期借入金の純増減額 (△は減少)	10,874
コマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	52,000
長期借入れによる収入	25,073
長期借入金の返済による支出	△30,007
社債の発行による収入	3,730
社債の償還による支出	△1,975
自己株式の取得による支出	△173
自己株式の売却による収入	226
配当金の支払額	△20,363
少数株主への配当金の支払額	△418
その他	△92
財務活動によるキャッシュ・フロー	35,726
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,256
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△12,263
現金及び現金同等物の期首残高	61,715
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	150
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 49,603

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、CUMULUS MARITIME INC. を含む2社は新たに設立したため、MOL LOGISTICS (DEUTSCHLAND) GMBHは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。また、みやこ商事㈱を含む2社は当第1四半期連結会計期間において合併により消滅及び清算終了したため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 268社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>持分法適用関連会社</p> <p>(1) 持分法適用関連会社の変更</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、MAPLE LNG TRANSPORT INC. は重要性が増したため、持分法適用の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 55社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p>

	<p style="text-align: center;">当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
	<p>(2) リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p>

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
	<p>(3) 未完了航海に対応する運賃未収分の会計処理</p> <p>従来、当社では未収運賃は本船の積切出帆時に営業未収金として認識し、一方、運賃収益は航海完了基準（コンテナ船事業においては複合輸送進行基準）に基づき連結貸借対照表日において未完了航海に対応する部分（コンテナ船事業においては日割り繰延部分）を、前受金として繰延べる方法によっておりましたが、当連結会計年度より、未完了航海に対応する運賃未収金を連結貸借対照表日における営業未収金、前受金双方から控除する方法に変更しております。</p> <p>これは、当該方法が業界他社の採用する方法の大勢となっている状況を勘案し、かつ当連結会計年度に当該方法に対応可能な運賃管理システムが整備されたため、他社との比較可能性を確保し、当社の財政状態をより適切に示すために変更したものであります。</p> <p>この変更に伴い、従来の方法に拠った場合に比べ、営業未収金、前受金の額はそれぞれ61,201百万円少なく計上されております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
1. 税金費用の計算	<p>税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p> <p>なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次の通りで
あります。

(百万円)

役員報酬及び従業員給与	11,649
退職給付費用	563
賞与引当金繰入額	1,769
役員賞与引当金繰入額	86
貸倒引当金繰入額	120
役員退職慰労引当金繰入額	138

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)			前連結会計年度末 (平成20年3月31日)		
※1 たな卸資産の内訳は次の通りであります。 (百万円)			※1 たな卸資産の内訳は次の通りであります。 (百万円)		
原材料及び貯蔵品	51,671		原材料及び貯蔵品	45,483	
その他	1,737		その他	1,166	
※2 有形固定資産の減価償却累計額 741,731百万円			※2 有形固定資産の減価償却累計額 757,549百万円		
3 偶発債務 保証債務等			3 偶発債務 保証債務等		
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の 内容	被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の 内容
JOINT GAS TWO LTD.	11,582 (US\$108,841千)	支払備船料等	JOINT GAS TWO LTD.	11,324 (US\$113,033千)	支払備船料等
ICE GAS LNG SHIPPING COMPANY LIMITED	9,733 (US\$91,465千)	船舶建造資金 借入金他	JOINT GAS LTD.	7,819 (US\$78,046千)	支払備船料等
JOINT GAS LTD.	7,958 (US\$74,787千)	支払備船料等	ICE GAS LNG SHIPPING COMPANY LIMITED	7,443 (US\$74,292千)	船舶建造資金 借入金他
MONTERIGGI- ONI INC.	6,942 (US\$55,249千他)	支払備船料等	MONTERIGGI- ONI INC.	6,697 (US\$56,039千他)	支払備船料等
MAPLE LNG TRANSPORT INC.	4,744	船舶建造資金 借入金	MAPLE LNG TRANSPORT INC.	4,891	船舶建造資金 借入金
PENINSULA LNG TRANSPORT NO.3 LTD.	4,014 (US\$37,720千)	船舶建造資金 借入金他	PENINSULA LNG TRANSPORT NO.3 LTD.	3,972 (US\$39,646千)	船舶建造資金 借入金他
PENINSULA LNG TRANSPORT NO.1 LTD.	3,985 (US\$37,449千)	船舶建造資金 借入金他	PENINSULA LNG TRANSPORT NO.1 LTD.	3,943 (US\$39,360千)	船舶建造資金 借入金他
PENINSULA LNG TRANSPORT NO.2 LTD.	3,980 (US\$37,403千)	船舶建造資金 借入金他	PENINSULA LNG TRANSPORT NO.2 LTD.	3,937 (US\$39,303千)	船舶建造資金 借入金他
CAMARTINA SHIPPING INC.	3,906 (US\$36,709千)	船舶建造資金 借入金	CAMARTINA SHIPPING INC.	3,861 (US\$38,540千)	船舶建造資金 借入金
INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.1) LTD. / INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.2) LTD.	3,028 (US\$28,458千)	金利スワップ 関連他	INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.1) LTD. / INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.2) LTD.	3,352 (US\$33,460千)	金利スワップ 関連他
従業員	2,043	住宅・教育 ローン	従業員	2,162	住宅・教育 ローン

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,206,286千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 9,522千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 967百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	20,353	17	平成20年3月31日	平成20年6月25日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

	不定期専用船事業 (百万円)	コンテナ船事業 (百万円)	ロジスティクス事業 (百万円)	フェリー・内航事業 (百万円)	関連事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)									
売上高									
(1) 外部顧客に 対する売上高	272,255	172,982	16,175	13,689	29,893	2,513	507,509	—	507,509
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	790	496	344	35	5,937	3,653	11,258	(11,258)	—
計	273,046	173,478	16,519	13,724	35,830	6,167	518,767	(11,258)	507,509
営業利益又は損失(△)	72,178	△3,425	225	△398	3,291	1,789	73,660	(442)	73,218
経常利益又は損失(△)	75,068	△2,182	485	△576	3,740	1,269	77,806	4,457	82,263

(注) 各事業区分に属する主要な事業

事業区分	主 要 な 事 業
不定期専用船事業	船舶運航業、貸船業、船舶管理業、運送代理店業
コンテナ船事業	船舶運航業、貸船業、コンテナターミナル業、運送代理店業、港湾運送業
ロジスティクス事業	通関業、貨物運送取扱業、倉庫業
フェリー・内航事業	フェリー及び内航海運業、貨物運送取扱業
関連事業	不動産事業、客船事業、曳船業、商社事業、その他
その他事業	船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業、造船業、その他

【所在地別セグメント情報】

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)								
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	488,163	6,734	5,848	6,746	15	507,509	—	507,509
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,190	4,749	1,966	2,326	1,223	11,456	(11,456)	—
計	489,354	11,484	7,815	9,073	1,238	518,966	(11,456)	507,509
営業利益	69,803	1,823	1,397	940	85	74,050	(832)	73,218
経常利益	74,572	2,059	485	1,005	98	78,222	4,041	82,263

- (注) 1. 地域は、地理的近接度により区分しております。
 2. 本邦以外の区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。
 (1) 北米……………米国、カナダ
 (2) 欧州……………英国、オランダなど欧州諸国
 (3) アジア……………中近東、中国などアジア諸国
 (4) その他……………中南米、アフリカ、オセアニア諸国
 3. 「日本」のセグメントに属する連結子会社には、「日本」の売上に対応する営業費用を有する在外子会社を含みます。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	北米	欧州	アジア	中南米	オセアニア	その他	計
I 海外売上高 (百万円)	95,968	80,414	96,669	68,362	81,066	31,878	454,361
II 連結売上高 (百万円)	—	—	—	—	—	—	507,509
III 海外売上高の連結売上高に占める割合 (%)	18.9	15.8	19.0	13.5	16.0	6.3	89.5

- (注) 1. 地域は地理的近接度により区分しております。
 2. 本邦以外の区分に属する地域の内訳は次の通りであります。
 (1) 北米……………米国、カナダ
 (2) 欧州……………英国、オランダなど欧州諸国
 (3) アジア……………中近東、中国などアジア諸国
 (4) 中南米……………ブラジル、チリなど中南米諸国
 (5) オセアニア……………オーストラリアなどオセアニア諸国
 (6) その他……………上記以外
 3. 海外売上高の主なものは外航に係る海運業収益であります。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. 当第1四半期連結会計期間に付与したStock・オプションの内容
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	553.53円	1株当たり純資産額	567.74円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	46.25円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	44.54円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(百万円)	55,338
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	55,338
期中平均株式数(千株)	1,196,607
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(百万円)	-
普通株式増加数(千株)	45,848
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月11日

株式会社商船三井
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 池田 澄紀 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浜村 和則 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 茂盛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社商船三井の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結貸借対照表及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社商船三井及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更3.(3)に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より未完了航海に対応する運賃未収分を営業未収金、前受金双方から控除する会計処理方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。